

高齢者タクシー料金助成券を交付

令和7年度の高齢者タクシー料金助成券を4月1日(火)から交付します。

4月当初は大変混雑しますので、時間に余裕を持って来庁するか、急ぎでない場合は5月以降の来庁をお願いします。

■対象

満70歳以上の方

■申請に必要なもの

▽継続の方

証明書(助成券登録時に作成したもの)

▽新規の方・証明書を紛失した方

本人の顔写真(縦3センチメートル×横2.5センチメートル)、生年月日を証明できるもの
(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)

※ 70歳以上の身体障害者手帳1級・2級を持っていて、常時寝たきりの状態の方、車いすを常用している方は障がい者タクシー助成券についても、交付対象です。申請の際は身体障害者手帳も併せて持参してください。

■申請・問い合わせ先

ふくし課高齢介護係 ☎ (48)1111 (内1125)



心身障がい者(児)タクシー料金助成券またはバス運賃助成券を交付

心身障がい者(児)タクシー料金助成券またはバス運賃助成券を4月1日(火)から交付します。

■対象

▽身体障害者手帳1級・2級の方

▽療育手帳A判定・B判定の方

▽精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方(タクシー助成券を交付)

※ 写真添付のある手帳の交付を受けた方のみ対象です。

※ バス運賃助成については、対象者が介護を必要とする場合、対象者と併せて介護する方にも交付します。

※ 障害福祉サービスにより施設入所などを利用されている方は制度の対象になりません。

■申請に必要なもの

▽身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

▽前年度分の助成券の未使用券(未使用券のある方のみ)

■その他

▽70歳に到達された方は、高齢者タクシー料金助成券の対象となるため、本事業は対象外です。

▽満70歳到達までに本事業の助成を受けた方は、令和7年度の高齢者タクシー料金助成券の申請はできません。ただし、70歳以上の身体障害者1級・2級の方で、常時寝たきり状態の方、または車いすを常用している方は障がい者タクシー助成券についても交付対象です。

■申請・問い合わせ先

ふくし課障害福祉係 ☎ (48)1111 (内1120・1121)

